- 1 日 時 令和元年 5 月 29 日 (水曜日) 開会 午前 10 時 00 分 閉会 午前 11 時 20 分
- 2 場 所 流山市役所 305 会議室
- 3 出席委員 教 育 長 後田 博美 教育長職務代理者 杉浦 明 委 員 宮田 義則 委 員 堀内 博 委 員 割田 由佳
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 出席職員 教育総務部長 菊池 智之 6 学校教育部長 前川 秀幸 生涯学習部長 飯塚 修司 教育総務部次長兼教育総務課長 根本 政廣 学校教育部次長兼学校教育課長 宮本 信一 生涯学習部次長兼生涯学習課長 中西 直人 学校施設課長 昌浩 大塚 指導課長 西村 淳 スポーツ振興課長 寺門 宏晋 浩二 公民館長 鶴巻 図書・博物館次長 北澤 滋
- 7 事務局職員 教育総務課長補佐 川名 健二 教育総務課主任主事 末吉 聡美

## 8 議案等

議案第17号 流山市中学校部活動における外部指導員設置要綱の制定について

議案第18号 工事請負契約の締結の原案について

議案第19号 流山市教育支援委員の委嘱について

議案第20号 流山市生涯学習審議会委員の委嘱について

議案第21号 流山市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について

報告第 5 号 臨時代理の報告について(流山市立小学校及び中学校通学区域規則の 一部を改正する規則の制定)

## 9 議事の内容

(開会 午前 10 時 00 分)

後田教育長

ただいまから、令和元年流山市教育委員会議第5回定例会を開会します。 まず、平成31年流山市教育委員会議第4回定例会の会議録をお配りしておりますが、ご意見、ご指摘などございますか。

(特になし との声あり)

後田教育長

特になしということですので、承認することにいたします。 それでは、教育長報告をお願いします。

## 学校教育部長

それでは、4月の教育委員会議以降について、ご報告させていただきます。

- ① 4/23 管内校長会議が松戸の聖徳大学で開催され、出席しました。平成31年度の教育事務所の重点目標「チーム東葛飾、すべては子どもたちの未来のために」についての説明がありました。
- ② 4/24 流山市新任校長研修会を、翌 4/25 には同じく新任教頭研修会を市役所会議室で開催しました。これは、市内の新任の管理職のより良い職務遂行と意識向上を図ることを目的として実施しております。
- ③ 4/26 平成31年度流山市小中学校体育連盟総会が、キッコーマンアリーナで開催されました。平成31年度の事業計画等について協議されました。
- ④ 5/8 令和元年度流山市教育研究会総会が、流山北小学校を会場に開催されました。総会の後、各部会の役員選考や研修テーマ設定について協議されました。
- ⑤ 5/9~5/10 長野県松本市で、令和元年度の関東地区教育長協議会総会が開催され、出席しました。主な内容は、文部科学省の行政説明の後、「21世紀

を生きる若者たちへの期待」と題して、松本市長 菅谷 昭氏のご講演をいただき、東京都特別区教育委員会の事例発表があり、意見交換と協議を行いました。

- ⑥ 5/14 東葛飾地区教育委員連絡協議会が柏市で開催され、杉浦教育委員をはじめ、委員の皆様にはご出席ありがとうございました。総会に続き講演会では、東京経営短期大学特任准教授 上條 理恵先生に、「子どもを支援する大人の連携について」、お話をいただきました。
- ⑦ 5/18 長崎小、向小金小、八木北小、新川小の4校で春季大運動会が開催されました。晴天に恵まれ、無事に終了しました。教育委員の皆様にはご観覧いただきありがとうございました。
- ⑧ 5/21 令和元年度千葉県市町村教育委員会連絡協議総会が、茂原市民会館で開催されました。総会の後、「小学校プログラミング教育について」と題して、文部科学省初等中等教育局情報教育振興室長補佐の小林 努氏の特別講演がありました。
- ⑨ 5/22 令和元年度第67回流山市小学校陸上競技大会が、柏の葉陸上競技場にて開催されました。男子優勝は長崎小、女子優勝は流山小が獲得し、総合優勝は南流山小、準優勝は流山小、3位は江戸川台小が獲得しました。

今後、第2回定例議会が6/20より開催されます。報告は以上です。

## 生涯学習部長

生涯学習部からは、4点ご報告いたします。

- ① 5/11 生涯学習センターで、第21期流山市青少年補導員委嘱式を開催し、男性72名、女性57名、合計129名の青少年補導員の方々に委嘱状を交付しました。また、長年補導員としてご尽力を賜り、今回退任される13名の方々に、教育長から感謝状が贈呈されました。なお課題としては、補導員の確保が難しくなってきている状況がありますが、児童・生徒に多くの大人がかかわりを持つことは、青少年健全育成やさまざまな事件、事故の抑止につながることから、日常の活動の充実と、各支部間の連携、協力をお願いしました。
- ② 同日、同会場で第20期千葉県及び流山市青少年相談員の合同委嘱式を開催し、男女共に32名、合計64名の方々に委嘱状を交付しました。また、相談員として長年ご活躍いただき、このたび退任される4名の方々に、それぞれ期数により2名に千葉県知事(代理)から、もう2名に流山市長から感謝状が手渡されました。その後開かれた総会では、子どもたちに人気の夏のチャレンジキャンプ等の事業計画をはじめ、役員や予算案等が承認されました。
- ③ 5/25 スターツおおたかの森ホールで「風薫る5月~新たなるステージへ

~」と題して、流山市音楽家協会の第22回定期演奏会が開催され、モーツァルトやプッチーニ、リスト等、おなじみの作曲家による名曲の数々が、ピアノ、バイオリン、フルートによる演奏と、ソプラノの伸びやかな歌声で披露され、500の客席をほぼ埋め尽くした来場者を魅了しました。

④ 5/25 キッコーマンアリーナの会議室で、「体育協会」から名称が改められた「流山市スポーツ協会」の総会が開かれ、井崎市長が来賓として出席されました。総会では、平成23年より4期8年間会長を務められた池田隆吉氏と、同じく4期8年間副会長を務められた小嶋義男氏の勇退に伴い、新会長に松田佐一朗氏、副会長に斉藤けさ江氏が選任されました。なお、もう1名の副会長には、小嶋富義氏が留任となりました。以上です。

後田教育長

ただいまの教育長報告に対しまして、質疑、意見等がありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

後田教育長

特にないようですので、以上で教育長報告については、終了いたします。 これより議事に入りますが、議案第18号「工事請負契約の締結の原案について」は市長に対する意見の申出を必要とする事項です。また、議案第21号「流山市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について」は、個人に関する情報が含まれています。よって、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして当該案件を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等報告の後に繰り下げたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

後田教育長

ご異議なしと認めます。

よって、これらの案件につきましては非公開とし、各課等報告の後に審議します。

それでは議事に入ります。

議案第17号「流山市中学校部活動における外部指導員設置要綱の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(中学校の部活動顧問の教師等と協力し、地域との連携及び部活動の充実を 図る外部指導員を設置するため、その基準を定める旨の説明)

「部活動指導員の制度化について」という資料をご覧ください。この資料は スポーツ庁の諮問機関である「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラ イン作成検討会議」における配布資料です。中学校の部活動、特に運動部活動 は、その部活を経験したことのない者が顧問を担当しているケースが約46% を占めています。更には、中学校教員の勤務時間数は、OECDの調べに参加 した国の中で最長となっております。非常に厳しい環境であることが示されて います。この傾向は平成8年から9年頃から国の諮問機関等でも指摘されてお り、国は対応策として、外部指導者の制度化等を提唱してきております。外部 指導者制度は、専門的な技量を有する民間等の人材が指導することにより、顧 問の負担は一部解消できるものの、顧問へ就任できないことや、外部指導者だ けで大会等に生徒を引率できない等の課題があります。そのため国は、平成2 9年4月1日に学校教育法施行規則を改正し、部活動指導員制度を創設いたし ました。部活動指導員は専門的な技術指導、顧問への就任、大会への単独によ る引率等、部活動のおおむね全般を職務とすることができます。ただし、部活 動は教育活動であるため、部活動指導員には公務員の身分を付与しなければな らず、そのため地方自治体が当該制度を導入するには、人材確保が大きな課題 になると受け止めています。例えば、現在専門的な技術指導ができる多くの人 材は民間企業に所属しており、民間企業に籍を置きながら公務員として任用す ることはできません。また、単独で公務員として任用する場合には、給与等も 民間と同等以上の水準を設定しなければ、人材を確保することは難しいと考え ます。さらには、任用が可能なことを前提としても、本市の場合、市内の中学 校は9校あり、仮にすべての中学校のバスケットボール部で部活動指導員を配 置するためには、9人の人材を任用しなければならず、近隣自治体や千葉県下 だけでなく、全国的な規模での人材不足が懸念されます。そこで、本市におけ る部活動の充実、顧問の負担軽減策は、まず本年度に外部指導者制度を導入し て、顧問の負担を一部軽減することとし、国等の動向を研究した上で、来年度 以降の部活動指導員導入を検討していきます。なお、本市は平成30年4月1 日に策定した流山市部活動ガイドラインの中で、外部指導者を「外部指導員」 と呼称しているため、今回制定する要綱においても、「外部指導員」と呼んで まいります。議案書の2ページに、流山市中学校部活動における外部指導員設 置要綱が記載されております。

後田教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

杉浦教育長職 務代理者 これまでにも中学校に外部指導員の方が入っているケースはあったかと思いますが、これが制度化されたら、その方たちは公務員となり、今まで指導していただいていた方々は、ここでいう地域指導員的なものになる、という理解になるのでしょうか。

指導課長

スポーツ庁のガイドラインでいくとそのようになるのですが、今回流山市で 運用する要綱は、民間のレクリエーション団体から指導員を派遣してもらう形 になっています。

杉浦教育長職 務代理者 民間のレクリエーション団体に登録している方を派遣してもらうということ は、公務員ではないということですね。

指導課長

はい。結局はそういった人材が現在いないということと、公務員になるということはその他の兼業ができなくなってしまう等、まだ問題がおきているところがあるので、今年度においては民間のレクリエーション団体から派遣された方を配置するという形で進めていき、それと同時に国の動向ですとか、やり取りの方法についての研究を進めていきたいと考えています。

杉浦教育長職 務代理者 そうした方が来た場合、何らかの報酬は支払うことになるのですか。

はい。そのために予算を計上しております。

杉浦教育長職 務代理者 今までの外部指導員の方への報酬はどうだったのでしょうか。

指導課長

指導課長

その辺りは不明確で、お手伝いいただいたりすると、学校の予算の中で謝礼をしていたという現状はあるようです。

杉浦教育長職 務代理者 そうすると、今後民間のレクリエーション団体から派遣された方には報酬があり、前々からやっていた方については報酬がない、といったことがしばらくの間、混在するような状態になるのですか。

指導課長

はい。学校の要望に応じて柔軟に対応できるような体制を考えております。

後田教育長

中学校で部活の経験がない教職員が顧問をしているケースが約46%ということで、なかなか子どもたちも専門的な知識や技術を指導できる方でないと、対応が厳しくなってきております。さまざまな点がこれから出てくると思いますが、しっかり対応していきたいと思います。杉浦教育長職務代理者がおっしゃるように、いろいろなケースが混在していたのは事実ですので、こうした点もできるだけ整理しながら対応していきたいと考えております。今後検討すべきこともありますが、学校教育に対する一歩前進というように受け止めていただければと思います。

割田委員

外部指導員の内訳として、実技指導員と地域指導員とに区分されていますが、ボランティアの方なのか、それともそうでない方なのでしょうか。

指導課長

実技指導員が民間のレクリエーション団体に登録されている方で、地域指導 員は今混在している、部活動を支援していただいているボランティア的な方と いうことになります。

割田委員

立場を分けるような感じになるのですか。

指導課長

学校の中ではそうした形ではありませんが、実際そうした特色は出てくるので、要綱の中では名称を変えさせていただいています。

宮田委員

これから先生方が多く定年退職していくかと思うのですが、定年後も部活を 指導したいという先生が増えた時、年齢についてはどうなのでしょうか。学校 は定年として終わっても、将来的に自分が関わってきた部活で仕事をしていき たいという方もいらっしゃるかと思いますが。

指導課長

市教委としては、年齢制限はありません。ただ指導力、経歴というのは民間のレクリエーション団体に登録する対象になり、また、その民間のレクリエーション団体の研修を受けるということになります。

宮田委員

民間のレクリエーション団体というのはいろいろあるかと思いますが、流山 市としては、契約する民間のレクリエーション団体は決まっているのですか。

指導課長

はい。ですから今後は、地域の人材はその民間のレクリエーション団体に登録するようにしていく形になると思います。

宮田委員

例えば流山市内の中学校での外部指導員を希望する方が来た場合、まずはその民間のレクリエーション団体に登録してください、ということから始まるのですか。

指導課長

そうですね、そこで面接等を行い、民間のレクリエーション団体が登録を可とすれば可能となります。

宮田委員

流山市は直接本人と契約するのではなく、その民間のレクリエーション団体 と契約して、派遣してもらうという形になるのですね。

指導課長

そのような場合も想定できます。例えば現在、常盤松中の剣道部に派遣していただいていますが、剣道連盟と関係があるので、面談と学校の推薦を考慮し、民間のレクリエーション団体に登録でき、民間のレクリエーション団体からの派遣となります。また、民間のレクリエーション団体と学校が面接をしながら人材を決めていますので、学校の希望、もしくは部活動の運営方針により、こうした人材が必要だということでお声かけしていく形になります。登録されてすぐ派遣、ということにはならないと思いますが、登録することは可能です。

杉浦教育長職 務代理者

要綱の中に「有資格者等」とありますが、これはどのような資格をイメージ すればいいのでしょうか。それと、モデル校の2校について、週に何日程度活 動しているのでしょうか。

指導課長

有資格者というのは、例えば常盤松中からはトレーニング指導、コンディショニングをすべての部活動に指導してもらいたい、という希望があり、そうした場合はコンディショニングの資格を持っている方、及び「等」なので、経験が十分で実績を上げている、という方も含まれています。また、指導者は、あまり日数は取れなかったのですが、1日2時間を基準にし、年間36日程度と考えています。

堀内委員

将来的には現在の教職員の方が、部活動の担当の職務から完全に負担が減る 方向になり、指導員の方にお任せできるような仕組みにするのか、あるいはで きる方は部活の担当をし、適切な指導者がいない中学校に関しては、こうした 形態で行っていくのか、その方向性はどうなのでしょうか。

指導課長

できれば9校、教職員に若手が多くなってきていることと、やはり繁忙期に おける学校の負担軽減もあるので、徐々に増やしていきたい意向はあります。 しかし、やはり部活動をすべて民間委託や外部指導者にするというのは、現状 では大会等教職員で賄っているところもありますので、なかなか難しいかと思 います。ただ、負担軽減の一助になるように、もしくは子どもたちの技術力が アップするような指導ができるように、という体制で、予算化に向けて動きた いというのは強く思っています。

堀内委員

根本的には、国際的にみても過重である教職員の方の勤務負担の一部軽減と いうことですが、ただ、現状を考えれば、先生方の中でも率先してやりたいと いう方もいれば、そうではない方もいます。そうした問題と、学校の先生の仕 事というのは、部活は主たるものから外れていて、平たく言えば、その仕事は 将来的には職務から外れていくような方向に考えていくのか、というのがちょ っと狙いとしてはあると思います。制度として均一化を目指すのであれば、あ る程度長期的な見方も必要なのではないかということと、部活の位置づけは、 部活を通しての人間形成等、さまざまな教育のプラスになることがあります が、全体としての位置づけを誰でも分かるような形に、流山市、あるいは千葉 県、文科省全体として、こうした方向でいく、という中期的なものが本当はあ った方がいいと思います。今、社会的な流れとして、先生方の勤務負担軽減が 叫ばれていて、その主たる要因のひとつが部活動の担当、というのがあると思 いますので。ですから、流山市の9校でも、学校によって部活の種類も違い、 伝統的に力を入れたいというものがあるのは構わないのですが、今の小学生、 幼児の皆さんが、学校によって実はやりたい部活がここにはない等ではなく、 できる範囲で均等な部活の経験ができる、という方向があった方がいいのでは ないかと思います。また、中学校の部活は3年と期限が決まった活動だと思い ますが、高校に接続するには学校選択という機会も得ないといけませんから、 部活を優先して高校を選ぶ方もいるでしょうし、高校での部活動との接続が、 今のところ基本的にはないです。この外部指導員の制度については、今年度は

外部指導員と地域の指導員、今後は主たる専門となる方、登録されている方からある程度力量が保証されている方に担当いただく、という方向性は非常に良いと思います。あと、今後中学校の教員を志望されている方も、部活の負担がどういう形になっているかというのは、ある程度明確なものが必要になってくる気がします。

学校教育部長

部活動の位置づけについては非常に難しい部分があり、学習指導要領の中の 教育課程には、部活動は位置づけられておりません。ただし、学習指導要領の 中には、部活動の位置づけは、学校教育活動の重要なひとつである、と明記さ れています。今までの学校教育の流れからみても、やはり教育効果はあるとい うことは、国、県、市教育委員会としても否定できることではないのですが、 反面、堀内委員がおっしゃられたように、昨今、教職員の勤務時間の負担軽減 については、国、県、市とも真剣に考えていかなくてはならない問題です。や はり、この部活動の問題が勤務負担になっているということが非常に大きいの で、それではどうしようかということで、こうした制度・政策が示され、でき れば徐々に外部指導者等を入れて、負担軽減を図りながら、子どもにより良い 高度な指導ができるように、ということで進めています。まだ始まったばかり であり、市としても先ほど申しました民間のレクリエーション団体というの も、文科省が後押しをして、実際に杉並で実績のあるところをこちらで調査し、 市で予算化し、まずは試行的にやってみて、効果を検証して今後広げていこう と考えています。最終的に100パーセントそちらの方向にいくかというと、 まだ研究の段階ではないかと捉えております。

後田教育長

文部科学省は学校教育法施行規則まで変えて取り組みをしよう、ということですので、長期的には学校教育部長がお答えしたような方向にあると思います。部活動は、今までずっと学校教育と一体で進めてきたものでありますが、さまざまな事情で現在このような状況となっており、条件、状況を踏まえた上で、次第にその方向に進んでいくという過程は通らざるを得ないのかなという認識はあります。今後注目していきたいと思いますし、常盤松中、西初石中の状況を踏まえた上で、全ての学校に持っていけたらと、現時点では思っています。

堀内委員

以前、体操協会のトップの方が「トップを目指すと続かない、スポーツを楽しむというスポーツ人口が急増している」という話をしているのを聞きまし

た。部活も心身を鍛える、できるならば競技で上位を目指す、ということが常に主としてあると思いますが、方向性としては、国際的な体操協会のトップの方が意外なことにそちらの方のアーバンスポーツというか、新しい楽しみながら競技をする、という方向に動いているところもあり、いろいろな方向性がありますので、数年の間にいろいろな形で、学校ですべきことが固まっていくと思っています。

後田教育長

ほかにご質問はありますか。

(特になし との声あり)

後田教育長

質問がないようですので、議案第17号は、原案のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

後田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号「流山市教育支援委員の委嘱について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

(流山市教育支援委員の任期が令和元年5月31日をもって満了することに伴い、新たに委嘱する旨の説明)

今回の委嘱につきましては、流山市教育支援委員会条例第4条「委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする」ことによるものです。今年度、再任の方7名、新任の方8名、計15名を委嘱いたします。

後田教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

堀内委員

教育支援委員の方というのは、特別な児童生徒に対する働きかけや活動をする委員なのでしょうか。

指導課長

教育支援委員とは、障害のある児童生徒に対し、適切に、例えば情緒学級が 適か、知的学級が適か、通常学級で大丈夫だろう、ということを審議する委員 です。

後田教育長

ほかにご質問はありますか。

(特になし との声あり)

後田教育長

質問がないようですので、議案第19号は、原案のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

後田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号「流山市生涯学習審議会委員の委嘱について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習部長

(流山市生涯学習審議会委員のうち学校教育関係者3名について、推薦委員変更の申出があったことから、後任の委員を委嘱する旨の説明)

流山市生涯学習審議会委員の委嘱については、同審議会条例第3条第2項の 規定により、委員には学識経験者や社会教育団体の代表者、公募の市民、なら びに学校教育関係者を選任することとなっています。このたび学校教育関係者 3名について、推薦委員変更の申出があったことから、議案書17ページの名 簿にある3名を新たな委員として委嘱するものです。なお任期は、前委員の残 任期間である令和3年1月24日までとなります。

後田教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

堀内委員

この審議会は歴史がずいぶん長いと思ったのですが、審議内容というのは、 その時の流れに応じて変わっているものなのですか。 生涯学習部長

具体的に申し上げると、生涯学習関係の計画を作る際、諮問して答申ということで、10年くらいのスパンの計画を立てています。今後で言いますと、教育振興基本計画の生涯学習部門について今年度は諮問する予定です。

牛涯学習課長

この前はおおたかの森ホールの条例制定等ありましたが、利用料金を含めた そうした内容について協議していただき、ご意見をいただく、ということもし ています。

後田教育長

ほかにご質問はありますか。

(特になし との声あり)

後田教育長

質問がないようですので、議案第20号は、原案のとおり可決することにご 異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

後田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、報告第5号「臨時代理の報告(流山市立小学校及び中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定)について」を議題とします。

報告理由の説明を求めます。

学校教育課長

(流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業の換地処分が 令和元年5月10日に実施されたことに伴い、当該規則の改正について特に緊 急を要したことから同5月10日付で臨時代理した旨の説明)

流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業の換地処分が令和元年5月10日にされ、区画整理事業区域、および区画整理事業に隣接した区域について、字の区域および名称の変更に合わせて、当該規則の字を変更するものです。教育委員会の規則の改正は、流山市教育委員会組織規則第4条に教育委員会の会議において議決する事項に規定されておりますが、当該規則の改正を令和元年5月10日に公布し、翌日に施行しなければならなかったため、臨時代理として教育長に決済をいただいたところです。流山市教育委員会

組織規則第5条第2項に、臨時に代理した時は、その旨を最近の会議において報告しなければならないと規定されておりますので、今回の教育委員会議において報告するものです。なお、今回の改正は各学校の通学区域を変更するものではありませんので、併せてお伝えいたします。

後田教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

後田教育長

質問がないようですので、報告第5号は原案のとおり了承することにご異議 ありませんか。

(異議なし との声あり)

後田教育長

ご異議なしと認めます。よって、報告第5号は原案のとおり了承することに 決しました。

次に、各課等報告に移ります。

それでは指導課長お願いします。

指導課長

(小学校陸上競技大会結果、教師力アップ研修について報告)

スポーツ振興

課長

生涯学習課長

(第28回流山ロードレース大会参加者募集開始について報告)

(新市街地地区等の字の区域及び名称の変更に伴う教育委員会所管施設の 所在地の変更について、流山市民芸術劇場について報告)

公民館長

(第9回流山ジャズフェスティバルについて報告)

図書・博物館

次長

後田教育長

(小学校の考古学出前授業及び発掘現場見学会について報告)

以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。

杉浦教育長職

務代理者

発掘現場について、一般の人向けの見学会は行わないのですか。

図書・博物館 次長 現在、現場の周りは小学校の建設工事が始まっており、大規模な見学会を実施するのは難しい状況ですが、通りすがりに来られた方等については、随時ご案内しております。また、長崎小学校の近くに民間の発掘会社に委託している発掘現場があるのですが、そちらでは見学会を実施する予定です。

杉浦教育長職 務代理者 図書・博物館 次長 縄文時代から江戸時代までというのは、結構珍しいケースなのですか。

この辺りではよくあります。小学校の児童さんにも説明しているのですが、 同じ土地で縄文時代や弥生時代、古墳時代といろいろな家の跡が出ている場所 というのは、昔から住みやすい土地だったからこそ、いろいろな時代の人が入 れ代わり立ち代わり住んでいる場所であり、逆に何もないところは、特に水の 便がないのが一番の理由なのですが、ないから人が住まなかったということ で、そうした特徴が遺跡のある場所とない場所の違いです。

後田教育長

そのほか、何かございますか。

(特になし との声あり)

後田教育長

特にないようですので、各課等報告についての質疑を終了します。続きまして、先ほど非公開と決定しました議案等の議事に入ります。

(傍聴人がいないため、退席者なしで審議開始)

議案第18号「工事請負契約の締結の原案について」 教育総務部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第21号「流山市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について」 生涯学習部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

後田教育長

以上をもって本日の教育委員会議に付議された案件の審議は、終了いたしました。

その他協議する事項がありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

後田教育長

それでは次回の教育委員会議について、事務局からお願いします。

教育総務課長

次回の教育委員会議は、6月18日(火曜日)、午前10時から開催したい と思いますが、いかがでしょうか。場所については、後日お知らせいたします。

(次回の日程協議)

後田教育長

それでは、次回の教育委員会議は、6月18日(火曜日)、午前10時から 開催することとします。

以上で、令和元年流山市教育委員会議第5回定例会を終了します。

(閉会 午前 11 時 20 分)